

利用規約（ゲスト・ホルダー用）

改定日：2026年11月4日

Carstay 株式会社（以下「弊社」といいます。）は、旅行者にキャンピングカーを提供するマッチングプラットフォームサービス「Carstay」を提供するにあたり、以下のとおり、会員（第 2 条第 13 号で定義されるものをいいます。）に関するサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。そのため、会員になることを検討される方および会員は、本規約をよくお読みください。

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

弊社は、本規約に基づき、本サイト（第 2 条第 1 号で定義されるものをいいます。）および本サービス（第 2 条第 2 号で定義されるものをいいます。）を提供いたします。会員等（第 2 条第 14 号で定義されるものをいいます。）は、本規約が、本サイトおよび本サービスを利用するあらゆる場合に適用されるものであることに同意し、本規約を遵守することを合意した上で、本サイトおよび本サービスを利用するものとします。

そのため、会員等が本規約に同意できない場合、本サイトおよび本サービスの利用はできませんので、本サイトの閲覧をおやめください。

第2条（定義）

本規約において、次の各用語の意味は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「本サイト」とは、弊社が運営し、提供するインターネットサイト「Carstay」のことをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、本サイトにおいて弊社が提供する会員等向けサービスのことをいい、第 5 条第 1 項ないし第 4 項に記載するものをいいます。
- (3) 「利用契約」とは、会員が本サービスを利用するために、弊社に会員登録を申込み、弊社がこれを承諾することと成立する、弊社と会員との間の契約のことをいいます。
- (4) 「キャンピングカー」とは、ホルダーおよびゲスト間で共同使用の対象となる自動車であり、第 10 条第 1 項記載の条件を満たして本サイトに登録されるもののことをいいます。
- (5) 「レンタルキャンピングカー」とは、レンタル事業者からゲストに対して貸し渡される対象となる自動車をいいます。
- (6) 「駐車場等」とは、ホストが所有、使用または管理する駐車場、キャンプ場、空き地その他の一切の土地およびこれらに付随する設備（テントやバーベキューセット等を含みますが、これに限られません。）の一切のことをいいます。
- (7) 「体験アクティビティ」とは、様々な地域における体験を内容とするプランのことをいいます。
- (8) 「オプション」とは、ホルダー、ホストまたはレンタル事業者が、ゲストに対してキャンピングカー、駐車場等や体験アクティビティとは別に提供する様々なサービス等をいいます。
- (9) 「ホルダー」とは、本規約に同意し、会員登録を行うことにより、本サイトまたは本サービスを通じて、自己が所有または保有するキャンピングカーを掲載し、他の会員との間でのキャンピングカーの共同使用をする者をいいます。
- (10) 「レンタル事業者」とは、弊社が別途定めるところにより、本サイトまたは本サービスを通じて、自己が所有または保有するレンタルキャンピングカーを掲載し、他の会員に対してレンタルキャンピングカーを貸し渡す者をいいます。
- (11) 「ゲスト」とは、本規約に同意し、本サイトまたは本サービスを通じて、ホルダーが所有保有するキャンピングカーを共同使用し、レンタル事業者からレンタルキャンピングカーを借り受け、ホストが提供する駐車場等および体験アクティビティを利用する者をいいます。

- (12)「ホスト」とは、本サイトまたは本サービスを通じて、駐車場等および体験アクティビティを掲載してゲストを募集し、予約したゲストにそれらを提供する者をいいます。
- (13)「会員」とは、ホルダー、ゲストおよびホストのことをいいます。
- (14)「会員等」とは、会員のほか、会員になることを検討して本サイトを利用するものすべて（本サイトの閲覧者を含みます。ただし、レンタル事業者は含みません。）をいいます。
- (15)「共同使用契約」とは、ホルダーが所有または保有するキャンピングカーを共同使用するために、ホルダーとゲストとの間で締結する契約のことをいいます。
- (16)「貸渡約款等」とは、レンタル事業者が定める貸渡約款、サービス約款、プライバシー・ポリシーその他の各種条件を定めた約款等の総称をいいます。
- (17)「レンタル契約」とは、レンタル事業者が所有または保有するレンタルキャンピングカーを貸し渡すために、レンタル事業者とゲストとの間で、貸渡約款等に基づき締結する契約のことをいいます。
- (18)「スペースシェア等契約」とはゲストとホストとの間で駐車場等の貸出または体験アクティビティの提供に関して締結する契約をいいます。
- (19)「オプション利用契約」とは、ホルダーまたはホストが提供するオプションの利用のために、ホルダーまたはホストとゲストとの間で締結する契約のことをいいます。
- (20)「ホルダーページ」とは、本サイト内で、ホルダーがキャンピングカーに関して登録、掲載、管理する専用ページのことをいいます。
- (21)「ゲストページ」とは、会員登録情報の確認・変更等ができるゲスト専用のページのことをいいます。
- (22)「駐車場等掲載ページ」とは、本サイト内で、駐車場等および体験アクティビティの内容が掲載されているページのことをいいます。
- (23)「会員マイページ」とは、会員の登録情報の確認・変更等ができる会員専用のページのことをいいます。
- (24)「共同使用料」とは、ゲストがホルダーに支払うキャンピングカーの共同使用に伴う料金のことをいいます。
- (25)「契約料」とは、共同使用契約の締結時にゲストがホルダーに対して支払う料金のことをいいます。
- (26)「契約更新料」とは、共同使用契約の更新時にゲストがホルダーに対して支払う料金のことをいいます。
- (27)「カーシェアゲストキャンセル料」とは、ゲストが、ゲスト側の都合により、予約したキャンピングカーの使用予定日時を変更または予約をキャンセルした場合に、ゲストがホルダーに対して支払うキャンセル料のことをいいます。
- (28)「カーシェアホルダーキャンセル料」とは、ホルダーが、ホルダー側の都合により、予約をキャンセルした場合またはホルダーの管理不十分等の責めに帰すべき理由によってキャンピングカーを共同使用させることができない場合に、ホルダーが弊社に対して支払うキャンセル料のことをいいます。
- (29)「カーシェアゲスト違約金」とは、ゲストが予約した使用時間外に、または本規約に違反してキャンピングカーを使用した場合に、ゲストがホルダーに対して支払う違約金のことをいいます。
- (30)「カーシェアサービス利用料」とは、ゲストとホルダーとの間で共同使用契約に基づいて、キャンピングカーの共同使用が行われた場合に、ホルダーが弊社に対して支払うサービス利用料のことをいいます。
- (31)「レンタルキャンピングカー利用料」とは、レンタル契約の締結時に会員がレンタル事業者に対して支払う料金のことをいいます。
- (32)「レンタルキャンピングカーキャンセル料等」とは、会員が、レンタル契約に基づいて、レンタル事業者に対して、負担するキャンセル料などのことをいいます。
- (33)「利用・体験料」とは、ゲストが、本サイトおよび本サービスを通じて駐車場等および体験アクティビティを利用する対価として弊社に支払う料金をいいます。

(34)「スペースシェア等キャンセル料」とは、ゲストが、ゲスト側の都合により、予約した駐車場等および体験アクティビティの利用予定日時を変更または予約をキャンセルした場合に、ゲストがホストに対して支払うキャンセル料のことをいいます。

(35)「スペースシェア等違約金」とは、ゲストが利用時間外に、または本規約に違反してホストの駐車場等および体験アクティビティを利用した場合に、ゲストがホストに対して、支払う違約金および一切の費用をいいます。

(36)「スペースシェアサービス利用料」とは、ゲストとホストとの間でスペースシェア等契約に基づいて、駐車場等または体験アクティビティの利用が行われた場合に、ホストが弊社に対して支払うサービス利用料のことをいいます。

(37)「ホスト違約金」とは、ホストが、ゲストと契約した駐車場等の貸出または体験アクティビティの提供につき、ホストの自己都合により当該予約をキャンセルした場合に弊社に対してホストは弊社に対し 3000 円のキャンセル料を支払わなければなりません。

(38)「オプション料」とは、ゲストが、ホスト、ホルダーまたはレンタル事業者に対して支払うオプションの利用に伴う料金のことをいいます。

(39)「オプションキャンセル料」とは、ゲストが、ゲスト側の都合により、予約したオプションの利用予定日時を変更または予約をキャンセルした場合に、ゲストがホストまたはホルダーに対して支払うキャンセル料のことをいいます。

(40)「オプションサービス利用料」とは、ゲストとホストまたはホルダーとの間でオプション利用契約に基づいて、オプションの利用が行われた場合に、ホストまたはホルダーが弊社に対して支払うサービス利用料のことをいいます。

(41)「入力データ」とは、会員等およびレンタル事業者が本サイトまたは本サービスに関連して発信または登録・掲載した情報、コンテンツ等の一切のデータをいいます。

(42)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）またはアイデア、ノウハウ等をいいます。

(43)「反社会的勢力等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。

第3条（規約の適用）

弊社は、本規約のほかに必要に応じて、本サイト上に掲示するなどの方法で、プライバシー・ポリシー、追加サービス等に関して別途規約を定めることがあります（以下、この規約を「別規約」といいます。）。この場合、別規約に特に断りがない場合は、別規約の内容が本規約の一部となるものとします。なお、本規約の内容と別規約の内容が抵触する場合には、当該別規約を優先するものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 弊社は、以下の場合は、いつでも本規約の変更（第 3 条に基づく場合を含み、以下「本規約の変更等」といいます。）をできるものとします。この場合、弊社は変更後の利用規約の効力発生日の 7 日前までに、会員等に当該変更内容を適宜の方法で通知しまたは弊社本サイト上に掲示するものとします。

(1) 本規約の変更等が、会員等の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更等が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性等その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項に定めるほか、弊社は、会員等の同意を得て、本規約の変更等を行うことができるものとします。この場合、弊社は変更後の利用規約の効力発生日の 7 日前までに、会員等に当該変更等の内容を適宜の方法で通知しまたは本サイト上に掲示するものとし、会員等が、当該効力発生日以降に本サイトまたは本サービスを利用した場合は、本規約の変更等に同意したものとします。

第5条（本サイトおよび本サービスの内容）

1. 本サイトおよび本サービスのうち、第3章に規定する「Carstay カーシェアサービス」は、会員が、シェアリングエコノミーの考えのもとに、会員間でキャンピングカーを共同して使用するために、キャンピングカーの取得費用、維持費用等のキャンピングカーに関する費用を共同で負担し、キャンピングカーの使用、維持および管理に関する権限と責任を共同して担うことを内容とする共同使用契約を締結して、会員間によるキャンピングカーのシェアリングを実現するためのプラットフォームサービスです。
2. 本サイトおよび本サービスのうち、第4章に規定する「レンタルキャンピングカー利用予約サービス」は、会員が、レンタル事業者に対して、レンタルキャンピングカーの利用予約等を行う機能を有するプラットフォームサービスです。
3. 本サイトおよび本サービスのうち、第5章に規定する「Carstay スペースシェアサービス」は、ゲストに快適な移動と感動体験を提供するために、ゲストとホストをマッチングするためのプラットフォームサービスです。
4. 本サイトおよび本サービスのうち、第6章に規定する「オプションサービス」は、ゲストにキャンピングカーのシェアリング等に付随的な快適さを提供するために、ゲストとホストまたはホルダーをマッチングするためのプラットフォームサービスです。ゲストは、本サービスを通じてオプションを利用する場合、ホストまたはホルダーにオプション料を支払います。

第2章 本サービスの会員登録

第6条（会員資格）

以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの会員登録ができません。（ただし、弊社が別途認める場合は除きます）

- (1) 日本国籍を有する個人または日本法に基づき設立された法人でない場合。ただし、権利能力なき社団、その他団体であっても、弊社が個別に承認した場合を除きます。
- (2) 個人である場合において、申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、未成年者の法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていない場合。
- (3) 大型免許、中型免許、準中型免許もしくは普通免許または大型第二種免許、中型第二種免許もしくは普通第二種免許（道路交通法第84条）（以下「運転免許」といいます。）を公安委員会から受けていない者。
- (4) 弊社に提供された情報の全部または一部について、虚偽、誤りまたは記載漏れがある場合。
- (5) 車両を撮影し、当該撮影画像を本サイトに送信するための機器または設備を有していない場合（ホルダーの場合に限ります。）。
- (6) 本サービスについて、サービス利用停止措置を受けたことがある、または現在受けている場合。
- (7) 過去に、本規約その他弊社との間で締結した契約上の義務の履行を怠ったことがある場合、その他本規約上の義務の履行を怠るおそれがあると弊社が判断する場合。
- (8) 反社会的勢力等であるか、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして弊社が判断する場合。
- (9) 既に本サービスの会員となっている場合。
- (10) 第三者に利用させる目的で会員となろうとする場合。
- (11) その他弊社が適当ではないと判断する場合。

第7条（会員登録）

1. 会員登録は、会員になろうとする者が自ら、前条の会員資格を有することを確認し、本規約等を遵守することに同意した上で、会員情報を入力し、弊社の指定する方法（運転免許証の写し等のデータ提供を含みます。）で弊社に対して申込みを行い、これに対して弊社が審査の結果、承諾することでなされます。これにより、会員と弊社との間で、本サービスの利用契約が成立するものとします。

2. 弊社は、別途必要と判断した場合は、前項の申込みを行った者（以下「申込者」といいます。）に対して、一定のデータ、書類等の提出を求めることができます。この場合、申込者は、速やかに当該書類を弊社の定める方法で提出するものとします。
3. 会員は、会員マイページにおいて、常に正しい会員情報等を登録し、変更・管理をする義務を負うものとし、登録している会員情報に変更等があった場合、直ちに登録情報の更新を行うものとします。更新された内容は、弊社が更新を認めた時点から適用されるものとし、遡及効は発生しないものとします。
4. 会員が前項の義務を怠ったことにより発生した一切の損害について、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（環境設定）

本サイトおよび本サービスを利用するために必要な端末および通信回線の準備、手配、購入および設定ならびに維持・管理は、会員等の責任と費用で行うものとします。

第9条（IDおよびパスワード）

1. 会員は、本サイトおよび本サービスを利用する際、IDおよびパスワード（以下「ID等」といいます。）を使用します。ID等は会員本人が利用していることを識別するためのものですので、会員は、自己の責任においてID等を管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 弊社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有するものとして登録された会員が本サービスを利用したものとみなします。
3. 会員は、ID等が盗用されまたは第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を弊社に通知するとともに、弊社からの指示に従うものとします。
4. ID等の管理不十分または第三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社は一切の責任を負いません。

第3章 Carstay カーシェアサービス

第10条（キャンピングカーの登録）

1. ホルダーは、弊社に対し、以下の各号に定める条件を満たす限り（ただし、弊社が別に認めた場合はこの限りではありません。）、キャンピングカーの登録を申込むことができます。この場合、ホルダーは、ホルダーページに、登録を希望するキャンピングカーの共同使用契約の設定条件および基本契約条件に関する事項（第12条第2項に記載する事項等をいいます。）を記載し、登録を申込みます。
 - (1) キャンピングカーが自己の所有する自動車であること
 - (2) キャンピングカーの荷台や後部座席において大人1名以上が車中泊可能な設備を有していること、若しくは、大人1名以上が就寝可能なテントを貸出していること
 - (3) キャンピングカーが法令に違反する改造をしていない自動車であること
 - (4) キャンピングカーが破損、汚損していない自動車であること
 - (5) キャンピングカーが故障等により安全な運行ができない自動車ではないこと
 - (6) キャンピングカーが法令または契約等により共同使用または運行が禁止されている自動車ではないこと
 - (7) 危険物、有害汚染物質、その他の第三者の身体・生命・財産に損害を発生させるおそれのある物を積載したキャンピングカーではないこと
 - (8) その他、キャンピングカーが弊社が不適当と判断する自動車ではないこと
2. 前項の第1号の条件を満たさず、キャンピングカーの保有者以外の第三者がキャンピングカーを所有する場合であっても、以下の各号の条件をすべて満たしているキャンピングカーについては、キャンピングカーの保有者は、ホル

ダーページにキャンピングカーの登録を申込みことができます。

- (1) キャンピングカー所有者がキャンピングカー保有者の2親等以内の親族である場合、または、キャンピングカー所有者がキャンピングカー保有者に対する金銭消費貸借の担保のためにキャンピングカーの所有権を留保している場合（いわゆる所有権留保の場合）もしくは同じく担保のためにキャンピングカーの所有権の譲渡を受けている場合（いわゆる譲渡担保の場合）
 - (2) 弊社が求めた場合に、本サービスを利用してキャンピングカーを共同使用させることについてキャンピングカー所有者が承諾する旨の文書を弊社に提出できること
3. 弊社は、前二項の申込みがあった場合、ホルダーページの内容を確認し、登録を許可するかどうかを審査します。弊社が審査基準を満たしていると判断した場合、ホルダーページの登録は許可され、本サイトに掲載されます。なお、弊社が登録を拒否する場合も、ホルダーは、これに対して異議を述べたり、法的権利を主張することはできません。また、弊社は、登録を拒否した理由について開示する義務を負いません。
4. ホルダーは、ホルダーページの内容がキャンピングカーの現状と異なる場合は、ホルダーページの内容を現状に合うように変更しなければならないものとします。この場合において、ホルダーページの内容と現状が異なるにもかかわらず、ホルダーページに登録したキャンピングカーについて既にゲストとの間で共同使用契約が締結されているときは、ホルダーは、当該ゲストに対し、ホルダーページの内容と現状が異なることを連絡するものとします。
5. ホルダーは、キャンピングカーが本条第1項または第2項の登録条件を満たさなくなった場合は、速やかに弊社に連絡するものとし、キャンピングカーの登録を中止するものとします。この場合において、ホルダーページに登録したキャンピングカーについて既にゲストとの間で共同使用契約が締結されているときは、ホルダーは、当該ゲストに対し、キャンピングカーの登録が中止になることを連絡するものとします。

第11条（Carstay コーン）

1. 弊社は、前条第1項または第2項に基づきキャンピングカーの登録を許可した場合、ホルダーに対し、弊社の名称が記載された円錐形の保安器具であるロードコーン（以下「Carstay コーン」といいます。）を無償で貸与することができます。なお、その場合、貸与に必要な送料は弊社が負担します。
2. ホルダーがCarstay コーンの貸与を受けている場合、ホルダーは、善良な管理者の注意に基づき、Carstay コーンを管理するものとし、ホルダーは、弊社の承諾なく、Carstay コーンを第三者に譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。
3. ホルダーがCarstay コーンの貸与を受けている場合に、ホルダーは、Carstay コーンが損傷または紛失した場合、弊社に対して速やかに連絡し、弊社の指示に従って対応するものとします。なお、ホルダーがCarstay コーンを受領した後、弊社の責めに帰することのできない事由で損傷または滅失した場合、当該Carstay コーンの損傷または滅失によって弊社に生じた損害および代わりのCarstay コーンの貸与に必要な送料については、ホルダーが負担するものとします。
4. ホルダーがCarstay コーンの貸与を受けている場合に、ホルダーは、利用契約が終了した場合、弊社が別途定める方法に従って、速やかにCarstay コーンを弊社に返還するものとします。なお、返還に必要な送料はホルダーの負担とします。

第12条（ホルダーとゲスト間の共同使用契約）

1. ゲストは、ホルダーページに登録されているキャンピングカーについて、掲載された共同使用の条件に従った共同使用を希望する場合、弊社が指定する方法でホルダーに対してキャンピングカーの共同使用契約の申込みを行い、ホルダーが承諾した場合は、当該ホルダーと当該ゲストとの間でキャンピングカーの共同使用に関する契約が成立することになり、当該ホルダーと当該ゲストは、対象となるキャンピングカーについて共同使用者となります。なお、弊社が定める期間内にホルダーが承諾をしない場合は、ゲストの共同使用契約の申込みは、当該申込み時点に遡って無効となります。また、キャンピングカーの共同使用契約の当事者は、当該ホルダーと当該ゲストであって、弊社は契約当事者とはなりません。

2. 前項の共同使用契約については、当該ホルダーと当該ゲストは、以下の各号の点について共同使用契約の内容にするものとします。

- (1) 共同使用契約の有効期間（最低 12 か月以上）
- (2) 契約料および契約更新料（第 4 項に定めるもの）
- (3) カーシェアゲストキャンセル料（弊社が別途定める上限金額の範囲内）
- (4) 共同使用の対象となるキャンピングカーの特定
- (5) ペット利用、喫煙等の可否
- (6) チャイルドシート、カーナビゲーション等の有無
- (7) ガソリン、電気等に関する事項
- (8) 損害発生時の責任分担に関する事項
- (9) 受渡時の本人確認方法に関する事項
- (10) キャンピングカーの管理・整備・点検方法に関する事項
- (11) 共同使用契約において事故等のトラブルが生じた場合の対応方法
- (12) その他共同使用契約において必要となる事項

3. 前項の共同使用契約において、有効期間を 12 か月未満とすることならびに共同使用料およびカーシェアゲストキャンセル料を弊社が定める上限金額を超える金額とすることは禁止するものとします。

4. ゲストは、契約料として、契約時（最初の契約が期間満了により終了した後に改めて契約を締結する時を含みます。）に 100 円、および契約更新料として、契約期間を更新した場合に更新時に 100 円を、ホルダーに対してそれぞれ支払うことを定めるものとします。

第13条（キャンピングカーの共同使用の予約）

1. 前条に基づき当該キャンピングカーの共同使用者となったゲストは、弊社の定める手続に従って、当該ホルダーに対し、ホルダーが指定する以下の各号の点を確認の上、当該キャンピングカーの個別使用の予約の申込みを行うものとし、当該ホルダーが当該申込みを承諾したときは、共同使用者間で適宜に連絡を取り合い、当該キャンピングカーを使用するものとします。

- (1) 共同使用料（弊社が別途定める上限金額の範囲内）
- (2) Carstay コーンを設置場所（第 11 条第 1 項による貸与を受けている場合）
- (3) キャンピングカーの受渡場所・受渡日時
- (4) キャンピングカーの返却場所・返却日時

2. ゲストは、予約したキャンピングカーが、天災等のやむを得ない事由、またはキャンピングカーの保管場所の設備点検等もしくはキャンピングカーの故障等のホルダー側の都合により、使用不能となる場合があることを理解した上で、前項の予約の申込みを行うものとします。

3. ゲストが予約したキャンピングカーが使用不能であった場合は、ゲストは、ホルダーと協議して対応するほか、弊社に対し、使用不能であることを速やかに連絡します。

第14条（共同使用契約に基づくキャンピングカーの使用に関する通則）

1. 共同使用者は、道路交通法その他の法令に従って当該キャンピングカーを適切に管理するものとし、当該キャンピングカーを使用する前に限らず、共同使用契約で定める有効期間内においては、当該キャンピングカーの点検を行い、不備があった場合は共同使用を停止して、直ちに相手方に指摘し、適切な共同使用ができるように対応するものとします。

2. ゲストは、ホルダーから事前に承諾を得た第三者（以下「運転者」といいます。）に使用させる場合を除き、第三者にキャンピングカーを使用させないものとします。

3. ゲストは、運転者にキャンピングカーを使用させることを希望する場合は、予め、弊社に対し、運転者に関する運転免許証等弊社が別途定める事項を弊社に提供するものとします。また、ゲストは、ホルダーの事前の承諾を得て運転者にキャンピングカーを使用させる場合であっても、運転者にも本規約上の遵守すべき事項、道路交通法等の法令、その他キャンピングカーの運転手として遵守すべき内容を伝え、これを遵守させるものとします。当該運転者による行為によりホルダー、弊社その他の一切の第三者に損害が生じた場合、運転者と連帯してゲストもホルダー、弊社その他の一切の第三者に対して一切の責任を負うものとします。

4. ゲストは、共同使用契約に基づくキャンピングカーの使用に伴って駐車違反等の法令違反行為を行った場合または交通事故が発生した場合には、直ちにホルダーおよび弊社に対してその旨を通知した上で、法令上要求される対応を行うものとし、反則金、罰金等の納付を命じられた場合には速やかに納付を行った上で、ホルダーおよび弊社に対して通知するものとします。

5. ホルダーは、弊社が事前に承諾した場合を除き、ゲストが共同使用契約に基づき使用することを予約している日時において、当該キャンピングカーを他の会員を含む第三者に利用させることはできないものとします。なお、ホルダーがこれに反した結果、ゲストとの間に紛争が生じた場合、その責任はホルダーが負うものとし、弊社は一切の責任を負いません。

第15条（共同使用の予約の変更・キャンセル）

1. ゲストが、ホルダーとの間で予約したキャンピングカーの使用予定日時を変更（以下、「予約変更等」といいます。）する場合、弊社の指定する方法に従うものとします。

2. 予約変更等により、ゲストの支払うべき共同使用料が、予約変更等の前に支払った共同使用料を上回る場合には、ゲストは当該差額を支払うものとし、ゲストの支払うべき共同使用料が、予約変更等の前に支払った共同使用料を下回る場合には、その差額はゲストへ返金されないことを予め了承するものとします。

3. ゲストが、ホルダーとの間で予約したキャンピングカー予約をキャンセルする場合、共同使用契約の内容に従って、カーシェアゲストキャンセル料が発生します。

4. ゲストが、ホルダーとの間で予約した使用予定日時になんの連絡もなくキャンピングカーを使用しなかった場合、ゲストは予約をキャンセルしたものと扱うものとし、共同使用契約の内容に従って、カーシェアゲストキャンセル料が発生します。

5. ゲストが予約した使用時間外に、または本規約に違反してキャンピングカーを使用した場合、ゲストは、ホルダーに対し、共同使用料の1時間あたりの価額の3倍に相当する額を使用時間に乘じた金額のカーシェアゲスト違約金に加え、ホルダーに生じた一切の費用を支払うものとします。

6. ホルダーが、ゲストの予約したキャンピングカーの共同使用につき、ホルダーの自己都合により当該予約をキャンセルした場合またはホルダーの管理不十分等の責めに帰すべき理由によってキャンピングカーを共同使用させることができない場合は、ホルダーは弊社に対し10,000円のカーシェアホルダーキャンセル料を支払わなければならないものとします。

7. ホルダーがゲストにキャンピングカーを共同使用させる際に、天候等のホルダーの責に帰さない理由により、予約したゲストに対してキャンピングカーの提供ができないことが予測される場合、ホルダーは、使用予定日時の12時間前までに、弊社の定める手続に従って、当該予約をキャンセルできるものとします。ホルダーが、使用予定日時の12時間前までに上記のキャンセルをせずにキャンピングカーを共同使用させない場合は、前項に定める自己都合によるキャンセルをしたものとみなします。

第16条（予約日時当日の対応）

1. ホルダーは、ゲストとの共同使用契約に基づき、ゲストがキャンピングカーを使用する予約をした場合、当該使用予定日時までに当該キャンピングカーが駐車する場所にCarstayコーンを設置するものとします。

2. ホルダーは、キャンピングカーの共同使用に際して、ゲストおよび運転者の運転免許の原本を目視で確認し、また、ゲストおよび運転者の顔を弊社が別途ホルダーに送信する顔写真画像と照合して確認するものとし、加えて、当該運転免許証に記載されている氏名、住所、国籍等が、本サイトまたは本サービスを通じて開示された相手方の氏

名、住所、国籍等と一致していること、および、相手方の運転免許の有効期限、条件その他相手方が当該キャンピングカーを適法に運転する権限があることを確認するものとします。この場合、当該ゲストおよび運転者は、当該ホルダーの希望がある場合は、運転免許証の写しを交付するか、運転免許証を撮影することに応じるものとします。

3. ホルダーは、前項の本人確認ができた場合に、遵守事項やキャンピングカーに関する説明をしたうえで、ゲストに対して共同使用させるものとします

第17条（予約日時以降の対応）

1. ゲストは、ホルダーが指定する返却日時・場所において、ホルダーにキャンピングカーを返却するものとします。
2. ゲストは、前項の返却後に、弊社が定める方法により、共同使用したキャンピングカーを評価し、ホルダーは、ゲストを評価するものとします。
3. ホルダーおよびゲストは、キャンピングカーのなかにゲストの忘れ物等があった場合は、速やかに相手方に連絡をして対応するものとします。ただし、使用日時の経過以降もゲストが、キャンピングカーのなかに忘れ物やゴミを遺棄した場合等に、ホルダーが上記の連絡をしたにもかかわらず、ゲストが対応しない場合には、ホルダーが所有権等に基づいて当該忘れ物、ゴミ等を撤去することを、ゲストは、予め承諾するものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、弊社は、弊社の判断に基づき、弊社の任意のサービスとして、ホルダーに協力またはホルダーを代理して忘れ物やゴミ等への対応を行うことができるものとします。

第18条（カーシェアサービス利用料等）

1. ゲストは、弊社に対し、本サービスの利用料として、弊社が定めるシステム利用料を支払うものとします。
2. ホルダーは、弊社に対し、本サービスの利用料として、ゲストがキャンピングカーを共同使用した際の共同使用料の30%、及びオプションサービス料として、ゲストがホルダーに対して支払うオプション料の30%を支払うものとし、その他、第15条第6項に定めるカーシェアホルダーキャンセル料等が生じる場合は、こちらについても別途料金を支払うものとします。

第19条（保険）

1. ゲストまたは運転者が共同使用契約またはレンタカー事業者の貸渡約款に起因する損害賠償責任を負うときは、弊社が損害保険会社との間で締結した損害保険契約（以下「本保険契約」といいます。）により、保険金が給付されることがあります。当該保険金は、本保険契約に従い、次の各号及び本サイトで別途定める額の限度内とします。ただし、本保険契約（保険約款を含みます。）の免責事由に該当するときは、当該保険金は給付されません。

(1) 対人補償 1 名につき無制限（自賠償保険を含みます。）

(2) 対物補償 1 事故につき無制限（免責額 0 円）

(3) 車両補償 1 事故につき設定した保険金額まで（免責額 20 万円）。ただし、単独事故の場合は給付されません。

(4) 人身傷害補償 1 名につき 3000 万円まで

2. 前項に従い保険金が給付される可能性がある場合、弊社は、ゲストの求めに応じて、損害保険会社に対して保険金請求手続を行うものとします。

3. 保険金が給付されない損害および第1項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、ゲストが負担するものとします。ただし、運転者の行為により生じた損害については、第14条第3項に基づき、ゲストと運転者が連帯して負担するものとします。

4. 弊社が前項に定めるゲストが負担すべき損害金を支払ったときは、ゲストは、直ちに弊社に対して弊社の支払額を弁済するものとします。前項ただし書の場合には、ゲストは運転者と連帯してかかる弁済義務を負うものとします。

5. 第62条第1項にかかわらず、第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、ゲストが予め弊社に免責補償料を支払ったときは、弊社の負担とします。ただし、免責補償料の支払いがない場合には、ゲストの負担とします。この場合、運転者の行為により生じた損害についてはゲストと運転者が連帯して負担するものとします。

6. ゲストは、ホルダーに対して支払う共同使用契約に基づく契約料等とは別に、弊社に対し、第1項に定める損害保険契約の保険料相当額を支払うものとします。

7. 第2項の規定にかかわらず、弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、損害保険会社に対して保険金請求手続きを実施しないことがあります。

(1) ゲスト又は運転者が、共同使用契約若しくはレンタル契約又は利用契約に違反した場合

(2) 損害賠償責任が発生する原因となった行為に、故意又は重大な過失がある場合

第20条 (Carstayマイル)

1. 弊社は、ゲストに対し、弊社が別途定めて本サイト上に表示する条件（付与の対象となる行為、付与数、付与時期その他の条件をいい、以下「付与条件」といいます。）に従い、ロイヤリティプログラムとして「Carstayマイル」（以下「マイル」といいます。）を付与します。弊社は、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令の範囲内で、キャンペーン等により付与条件によらないマイルを付与することがあります。

2. マイルは、弊社がゲストに無償で付与するものであり、ゲストは、金銭その他の対価を支払ってマイルを取得することはできません。

3. マイルの利用方法は以下のとおりとします。

(1) ゲストは、保有マイルを、1マイルにつき10円の交換レート（充当先にかかわらず同一とします。）により、弊社が別途定めて本サイト上に表示する利用単位、利用上限その他の利用条件の範囲内で、次に掲げる支払いに充当することができます。利用単位、利用上限その他の利用条件は、充当先ごとに異なることがあります。

ア 本サービスにおける次に掲げる料金（マイルの充当を受け入れることについて、弊社所定の方法によりキャンピングカーまたはレンタルキャンピングカーごとに登録されたものに係るものに限りします。）

(ア) 共同使用料

(イ) レンタルキャンピングカー利用料

(ウ) オプション料

イ 弊社が販売するキャンピングカー「SAny.VAN」の購入代金（充当の方法および条件は、弊社が別途定める売買条件によります。）

(2) マイルの充当は、弊社が定める方法および時期に限り行うことができます。

(3) マイルは、理由を問わず、一切の払い戻しをすることができません。また、現金その他利益に値するものと交換することは一切できません。ただし、法令上の払い戻しが必要な場合は、この限りではありません。

(4) ゲストは、マイルを、他の会員その他の第三者（ゲスト本人の別のアカウントを含みます。）に譲渡、貸与、共有もしくは売買し、または担保に供することはできません。

4. マイルの有効期限は以下のとおりとします。

(1) マイルの有効期限は、ゲストが最後にマイルを取得した日の翌日から起算して弊社が別途定めて本サイト上に表示する期間（以下「有効期間」といいます。）が経過する日までとします。ゲストが有効期間内に新たにマイルを取得した場合、当該ゲストが保有するすべてのマイルの有効期限は、当該取得日の翌日を起算日として再設定されます。マイルを利用しても、有効期限は再設定されません。キャンセルその他の理由により、充当されたマイルが返還された場合も、有効期限は再設定されません。

(2) 有効期限が経過したマイルは、すべて失効します。弊社は、失効に先立ちゲストに通知するよう努めますが、通知がなかったことを理由として失効の効力は妨げられません。

(3) 理由を問わず、ゲストが退会をした場合または会員資格が失効・消滅した場合、ゲストの保有マイルおよび第6項に定めるランクはすべて失効し、一切の利用はできません。

5. マイルの取消し等は以下のとおりとします。

(1) マイルの付与の原因となった予約その他の取引がキャンセル、取消しもしくは無効となった場合、または当該取引に係る料金が返金された場合、弊社は、当該取引について付与したマイルを取り消すことができます。取消し

の時点で保有マイルが不足する場合、不足分は、当該ゲストがその後に取得するマイルから差し引きます。

(2) ゲストがマイルを充当した予約がキャンセルされた場合、充当されたマイルの返還の有無および方法は、弊社が別途定めて本サイト上に表示するところによります。

(3) 弊社は、ゲストが不正な方法によりマイルを取得もしくは利用した場合、マイルの取得もしくは利用に関し本規約に違反した場合、または誤ってマイルが付与された場合には、事前に通知することなく、マイルの全部または一部を取り消し、またはマイルの利用を停止することができます。この場合、弊社は、取消しまたは停止の後速やかに、その旨を当該ゲストに通知します。

6. ランクは以下のとおりとします。

(1) 弊社は、ゲストの累計取得マイル数に応じてランクを設定し、ランクに応じた特典（以下「ランク特典」といいます。）を付与することがあります。ランクの区分、判定基準および特典の内容は、本項に定めるほか、弊社が別途定めて本サイト上に表示します。

(2) 累計取得マイル数は、マイルの利用または第4項に基づくマイルの失効によっては減少しません。ただし、第5項に基づき取り消されたマイルは、累計取得マイル数から差し引きます。弊社がキャンペーン等により付与したマイルのうち、弊社が別途定めて本サイト上に表示するもの（サービス開始記念マイルを含みます。）は、累計取得マイル数に含めません。

7. ゲストがマイルを共同使用料またはオプション料に充当した場合、第18条第2項および第44条において基準となる共同使用料およびオプション料の額は充当後の金額とし、第15条に定めるカーシェアゲストキャンセル料およびカーシェアゲスト違約金の算定において基準となる共同使用料の額並びに第41条に定めるオプションキャンセル料の算定において基準となるオプション料の額は充当前の金額とします。

8. 弊社は、付与条件、利用単位、利用上限、有効期間、ランクその他マイルに関する条件を変更することができます。この場合、弊社は、変更の効力発生日の7日前までに、変更内容を本サイト上に表示します。ただし、ゲストに有利な変更については、この限りではありません。なお、ゲストに不利となる変更および交換レートの変更は、第4条に定める要件および手続に従って行います。弊社がマイルの制度を終了する場合は第55条の定めに従うものとし、終了日までに利用されなかったマイルは、終了日をもって失効します。

第4章 レンタルキャンピングカー利用予約サービス

第21条(レンタルキャンピングカーの利用予約)

1. 会員は、本サービスを利用して、レンタル事業者に対し、レンタルキャンピングカーの利用予約の申込みをすることができます。

2. 会員は、前項の申込みに際し、弊社所定の方法に従い、事前にレンタカー事業者の貸渡約款等の内容に同意する必要があります。

3. 弊社は、本サービス上で会員からレンタルキャンピングカーの利用予約の申込みがあった場合、当該申込みの内容をレンタル事業者に対して送付します。

4. 弊社は、レンタカー事業者が前項のレンタルキャンピングカーの利用予約の申込みを承諾した場合、レンタカー事業者に代わり、当該申込みをした会員に対してレンタルキャンピングカーの利用予約が完了した旨の通知を、本サービスを通じて行います。

5. レンタルキャンピングカーの利用予約は、弊社が会員に対して前項の通知を行った時点で成立します。なお、レンタルキャンピングカーの利用予約は、レンタル事業者と当該ゲストとの間で締結されるものであって、弊社は契約当事者とはなりません。

第22条(レンタル契約の締結)

1. 会員は、前条に基づき成立したレンタルキャンピングカーの利用予約に基づき、レンタル事業者との間でレンタル契約を締結することができます。なお、レンタルキャンピングカーのレンタル契約は、レンタル事業者と当該ゲスト

との間で締結されるものであって、弊社は契約当事者とはなりません。

2. 会員は、前項のレンタル契約の締結に際しては、レンタル事業者の貸渡約款等に従った所定の手続きを行う必要があります。

第23条(レンタルキャンピングカーの利用予約およびレンタル契約の取消または変更)

1. 会員は、第 21 条に基づき成立したレンタルキャンピングカーの利用予約または前条に基づき成立したレンタル契約の取消または変更を希望する場合、弊社またはレンタカー事業者所定の方法により、キャンセル手続きを行うものとします。

2. 予約変更等により、会員の支払うべきレンタルキャンピングカー利用料が、予約変更等の前に支払ったレンタルキャンピングカー利用料を上回る場合には、会員は当該差額を支払うものとし、会員の支払うべきレンタルキャンピングカー利用料が、予約変更等の前に支払ったレンタルキャンピングカー利用料を下回る場合には、その差額は会員へ返金されないことを予め了承するものとします。

3. 会員は、レンタカー事業者が定める貸渡約款等の条件により、前項に基づく取消または変更が認められない場合があることを予め了承するものとします。

第24条(問合せ等)

レンタルキャンピングカーの利用予約およびレンタル契約に基づくレンタルキャンピングカーのレンタルサービスは、レンタカー事業者が会員に対して提供するサービスであり、弊社は契約の当事者とはなりません。会員は、レンタカー事業者が提供するこれらのサービスに関するお問合せ、ご要望、苦情等がある場合、レンタカー事業者に対して直接行うものとします。

第5章 Carstay スペースシェアサービス

第25条 (ホストとゲスト間の契約成立)

ゲストは、駐車場等掲載ページに掲載された駐車場等または体験アクティビティの利用を弊社が指定する方法で申込み、決済方法の登録が完了した時点で、当該ゲストと当該ホストとの間で駐車場等の貸出または体験アクティビティの提供に関する契約が成立することになります。なお、ゲストが本サービスを利用してホストから駐車場等の貸出または体験アクティビティの提供を受ける場合、契約の当事者は、ホストとゲストであって、弊社は契約当事者とはなりません。

第26条 (利用車両)

1. ゲストが本章のサービスを利用して予約する駐車場等は、ゲスト本人が所有または使用する車両および事前に弊社に申告した車両でのみ利用することができます。

2. ゲストは、利用車両について、対人・対物補償の自動車損害賠償責任保険（いわゆる任意保険をいい、第 19 条に定める保険を含みます。）に加入していなければ、駐車場等を利用することができません。

3. 下記の車両については、駐車場等に駐車することができません。

- (1) 無登録車両、自動車車検証の有効期間が経過した車両等、その他の法令に違反する車両
- (2) ナンバープレートが取り外されている、または覆われている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両
- (3) 仮登録中の車両等、車両の特定が困難な車両
- (4) 他の車両や駐車場等に損害・損傷を発生させるおそれのある車両
- (5) 危険物、有害汚染物質、その他の第三者の身体・生命・財産に損害を発生させるおそれのある物を積載した車両
- (6) その他、弊社が駐車を不可と判断する車両

4. 前項の規定にかかわらず、駐車場等ごとに駐車可能な車種が異なる場合があり、弊社またはホストの判断により駐車できない場合があります。ゲストは、駐車場等掲載ページの記載を確認の上、駐車出来ない可能性がある駐車場等について、予約しないものとします。なお、ゲストは、自己の車両が駐車場等に駐車出来ない場合であっても、ホストに対して、利用・体験料を支払うものとします。

第27条（駐車場等の利用時間）

1. 駐車場等の利用時間・日数は、各駐車場等掲載ページで記載されている利用時間・日数とします。
2. ゲストが、各駐車場等掲載ページで記載されている駐車場等の利用時間内に、車両を出し入れすることは自由とします。ただし、上記利用時間内に車両を出し入れした場合であっても、予約した利用時間中は駐車場等を利用しているものとみなします。
3. ゲストは、各駐車場等掲載ページで記載されている駐車場等に、利用時間外に、または本規約に違反して、駐車することはできません。仮に、ゲストが、各駐車場等掲載ページで記載されている駐車場等の利用時間を超過等して利用した場合、ホストは、警察に通報の上、車両を他の場所へレッカー移動またはチェーン等で施錠することがあります。また、この場合、ゲストは、弊社に対し、スペースシェア等違約金（当該利用料の1時間あたりの価額の3倍に相当する額を超過時間に乘じた金額の違約金に加え、通報やレッカー等によって弊社およびホストに生じた一切の費用）を支払うものとします。

第28条（駐車場等の利用方法）

1. ゲストは、予約確定後に開示される予約した駐車場等に関する情報に従い、当該駐車場等に設置されているCarstay コーンを目印に、示された駐車スペース内に駐車してください。なお、駐車の際、Carstay コーンは当該駐車場の区画内から移動させ、衝突等により破損しないようにしてください。
2. 前項にかかわらず、柵やロープ、チェーン、カラーコーン等で封鎖し、不正駐車を防止している駐車場等の場合、ゲストは、各駐車場等の注意事項、制限事項等に従い、駐車を行うものとします。

第29条（利用の連絡）

ゲストは、駐車場等の利用を終了する時点までに、下記各号の写真を撮影し、本サイトに対し、当該画像を弊社の指定する方法によりいずれも送信するものとします。なお、ゲストは、以下の各号の画像において、第三者のプライバシー権および肖像権、その他の一切の権利を侵害しないようにするものとします。

- (1) 予約した駐車場等と利用した車両の全体がいずれも視認できる写真
- (2) 利用した車両のナンバープレートの全体を視認できる写真

第30条（駐車場利用終了時の対応）

ゲストは、駐車場等の利用を終了する際には、Carstay コーンを駐車場内等に戻すものとします。

第31条（予約した駐車場の利用に関する保証）

1. ゲストは、予約した駐車場等が不正利用者、天災または機械式駐車場における設備の点検および故障等ホスト側の都合により、利用不能となる場合があることを理解した上で、予約の申込みを行うものとします。
2. ゲストが予約した駐車場等が利用不能であった場合または利用不能ではないもののCarstay コーンが設置されていない場合は、以下のとおりに対応するものとします。
 - (1) ゲストは、弊社に対し、利用不能であることまたは利用不能ではないもののCarstay コーンが設置されていないことを速やかに連絡します。
 - (2) 弊社は、当該ゲストに対して案内メールを送信しまたは電話で連絡し、ゲストは、当該メールに記載された、または弊社が電話で伝えた手続を行います。
 - (3) 弊社は、第1項記載の理由により駐車場等が利用不能であると認められる場合、代わりの駐車枠（可能な限り当該ゲストが予約した駐車場等と同じ駐車場内の他の駐車スペースとしますが、これに限りません。）を可能な限

り手配します。また、駐車場等が利用不能ではないものの Carstay コーンが設置されていない場合、改めて駐車枠を確認し、ゲストに通知します。

3. 前項において、代わりに手配した駐車枠が本章のサービスに登録されている他の駐車場である場合、弊社は当該ゲストが予約した駐車場にかかる利用・体験料の払い戻しをいたしません。万が一、代わりの駐車枠の手配が出来なかった場合または代わりの駐車枠が本章のサービスに登録されていない駐車場である場合、弊社は、ゲストに対し、利用・体験料の払い戻しをいたします。

4. 弊社は、前項の保証の他には、ゲストが予約したとおりに駐車場等を利用できなかったことによる損害、損失等につきまして、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第32条（体験アクティビティ）

1. 体験アクティビティの提供時間は、各駐車場等掲載ページで記載されている利用時間とします。

2. ゲストは予約した体験アクティビティが、ホストの体調不良等のホスト側の都合や天候等のホストの責に帰さない理由により、提供不能となる場合があることを理解し、申込みを行うものとします。

3. ホストが天候等のホストの責に帰さない理由により体験アクティビティの予約をキャンセルした場合、弊社は、当該予約をしたゲストに対し、本サイトでの通知およびメールにより、その旨を伝達し、体験アクティビティの利用・体験料の払い戻しをいたします。

4. 前項の場合を除き、ゲストが予約した体験アクティビティが提供不能であった場合は、以下のとおりに対応するものとします。

(1) ゲストは、弊社に対し、提供不能であることを速やかに連絡します。

(2) 弊社は、当該ゲストに対して案内メールを送信し、ゲストは、当該メールに記載の手続を行います。

(3) ホストは、代わりの体験提供者を手配します。

5. 前項において、代わりの体験提供者の手配が出来なかった場合、体験アクティビティの利用・体験料の払い戻しをいたします。

6. 弊社は、前項の保証の他には、ゲストが予約したとおりに体験アクティビティを利用できなかったことによる損害、損失等につきまして、一切の責任を負わないものとします。

第33条（予約の変更・キャンセル）

1. ゲストが、ホストとの間で予約した利用予定日時を変更または予約をキャンセル（以下「キャンセル等」といいます。）する場合、キャンセル等がなされた日時による以下の各号の区分に従い、スペースシェア等キャンセル料が発生します。

(1) 利用予定日時の2日前の17時までになされた場合 スペースシェア等キャンセル料なし

(2) 利用予定日時の2日前の17時以降になされた場合 利用・体験料の全額に相当する額

2. ゲストが、ホストとの間で予約した利用予定日時になんの連絡もなく当該駐車場等もしくは体験アクティビティまたはその両方を利用しなかった場合、ゲストは予約をキャンセルしたものとし、利用・体験料の全額に相当する額のスペースシェア等キャンセル料が発生します。

第34条（利用日時以降の対応）

1. ゲストは、利用日時の経過後に、弊社が定める方法により、利用した駐車場等または体験アクティビティもしくはその両方を提供したホストを評価するものとします。

2. 利用日時の経過以降もゲストが駐車場等において利用車両を移動させない場合や大量のゴミを遺棄した場合等に、ホストが所有権等に基づいて当該車両やゴミ等を撤去することを、ゲストは、予め承諾するものとします。この場合、ホストは、ゲストに対して事前に期限を定めて当該車両やゴミ等の引き取りを催告した上で、催告をした日から1カ月を経過した後、ゲスト等に通知し、または駐車場において掲示して予告した上で、第三者を立ち会わせて当該車両やゴミ等の廃棄その他処分をすることができるものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、弊社は、弊社の判断に基づき、弊社の任意のサービスとして、ホストに協力またはホストを代理して放置車両やゴミ等への対応を行うことができるものとします。

第35条（マイル（Carstay スペースシェアサービス））

1. 弊社は、ゲストに対し、駐車場等または体験アクティビティの利用に関し、第20条に定める付与条件に従い、マイルを付与することがあります。
2. 前項により付与されたマイルの取扱いについては、第20条の定めを適用します。

第6章 オプションサービス

第36条（オプションの登録）

1. ホスト、ホルダーおよびレンタル事業者（本章において、以下、併せて「オプション提供者」といいます。）は、弊社に対し、以下の条件を満たすオプション提供者が提供を検討するオプションの登録を申込みことができます。この場合、オプション提供者は、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページに、登録を希望するオプションに関する事項を記載し、登録を申込みます。

- (1) オプションの提供が法令に違反するものではないこと
 - (2) オプションに使用する物が破損、汚損していないものであること
 - (3) オプションに使用する物が危険物、有害汚染物質、その他の第三者の身体・生命・財産に損害を発生させるおそれのある物ではないこと
 - (4) その他、オプションが弊社が不適当と判断するものではないこと
2. 弊社は、前項の申込みがあった場合、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページの内容を確認し、登録を許可するかどうかを審査します。弊社が審査基準を満たしていると判断した場合、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページの登録は許可され、本サイトに掲載されます。なお、弊社が登録を拒否する場合も、オプション提供者は、これに対して異議を述べたり、法的権利を主張することはできません。また、弊社は、登録を拒否した理由について開示する義務を負いません。
3. オプション提供者は、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページの内容が提供するオプションの内容と異なる場合は、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページの内容を現状に合うように変更しなければならないものとします。この場合において、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページの内容と現状が異なるにもかかわらず、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページに登録したオプションについて既にゲストとの間でオプション利用契約が締結されているときは、オプション提供者は、当該ゲストに対し、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページの内容と現状が異なることを連絡するものとします。
4. オプション提供者は、オプションが本条第1項の登録条件を満たさなくなった場合は、速やかに弊社に連絡するものとし、オプションの登録を中止するものとします。この場合において、ホルダーページまたは駐車場等掲載ページに登録したオプションについて既にゲストとの間でオプション利用契約が締結されているときは、オプション提供者は、当該ゲストに対し、オプションの登録が中止になることを連絡するものとします。
5. 弊社は、オプション提供者が登録したオプションについて、第1項の登録要件を満たしていないと判断する場合は、当該掲載内容の公開の停止、削除等の処置が行えるものとし、これに対してオプション提供者は異議を述べないものとします。また、弊社の処置によりオプション提供者に損害が発生した場合であっても、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第37条（オプション利用契約）

ゲストが、本サービス上に掲載されたオプションの利用を弊社が指定する方法で申込み、決済方法の登録が完了した時点で、当該オプション提供者との間でオプション利用契約が成立することになります。なお、この場合、契約の当事者は、オプション提供者とゲストであって、弊社は契約当事者とはなりません。

第38条（予約日時当日の対応）

1. オプション提供者は、ゲストとのオプション利用契約に基づき、ゲストがオプションを利用する予約をした場合、当該利用予定日時までに当該オプションを提供できるように準備するものとします。
2. オプション提供者は、オプションの利用に際して、運転免許証が必要となる場合には、第16条第2項に準じて、ゲストおよび運転者の本人確認をするものとします。
3. オプション提供者は、前項の本人確認ができた場合に、遵守事項やオプションに関する説明をしたうえで、ゲストに対してオプションを提供するものとします。

第39条（予約日時以降の対応）

1. ゲストは、オプション利用において、オプション提供者から物の貸与を受ける場合には、オプション提供者が指定する返却日時・場所において、オプション提供者に当該物を返却するものとします。
2. オプション提供者およびゲストは、オプションの利用に伴いゲストの忘れ物やゲストへの対応が必要なことがあった場合は、速やかに相手方に連絡をして対応するものとします。

第40条（オプションの利用に関する保証）

1. ゲストは、予約したオプションが、オプション提供者側の都合により、利用不能となる場合があることを理解した上で、オプションの利用の申込みを行うものとします。
2. オプションは、オプション提供者が提供するものであり、弊社は、その内容がゲストの特定の目的に適合すること、期待する価値、商品的価値、正確性、有用性および完全性を有することについて、何ら保証するものではありません。
3. 弊社は、ゲストが予約したとおりにオプションを利用できなかったこと、オプションがゲストの特定の目的に適合しなかったこと等による損害、損失等につき、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第41条（予約の変更・キャンセル）

1. ゲストが、オプション提供者との間で予約したオプションの利用予定日時を変更または予約をキャンセル（以下「キャンセル等」といいます。）する場合、第15条、第23条、第33条に従い、オプションキャンセル料が発生します。
2. ゲストが、オプション提供者との間で予約した利用予定日時になんの連絡もなくオプションを利用しなかった場合、ゲストは予約をキャンセルしたものとし、オプション料の全額に相当する額のキャンセル料が発生します。

第7章 本サービスにおける支払いに関する事項

第42条（代理受領権）

1. ホスト、ホルダーおよびレンタル事業者は、本サービスに基づいて取得するゲストに対する一切の料金・キャンセル料等について、弊社または弊社の指定する者に対し、ホスト、ホルダーおよびレンタル事業者を代理して支払いを受ける権限（以下「代理受領権」といいます。）を予め付与するものとします。
2. ホスト、ホルダーおよびレンタル事業者は、前項に定める弊社の指定する者が別途定める利用規約等についても、その内容を遵守することを予め同意するものとします。

第43条（ゲストの支払い）

1. Carstay カーシェアサービス

ゲストは、弊社に対して、ホルダーとの共同使用契約に基づいて発生する契約料、契約更新料、共同使用料（第20条に基づきマイルを充当した場合は、充当後の金額をいいます。）、カーシェアゲストキャンセル料、カーシェアゲスト違約金、システム利用料および第19条に規定する保険料相当額（いずれも消費税込。）を支払うものとします。

2.Carstay スペースシェアサービス

ゲストは、弊社に対して、ホストとのスペースシェア等契約に基づいて発生する、利用・体験料、スペースシェア等キャンセル料およびスペースシェア等違約金（いずれも消費税込）を支払うものとします。

3. オプションサービス

ゲストは、弊社に対して、ホストまたはホルダーとのオプション利用契約に基づいて発生するオプション料およびオプションキャンセル料（いずれも消費税込）を支払うものとします。

4. 支払方法

前三項の支払・決済方法は、本サイト内でのクレジットカードまたは別途弊社の指定する方法による支払・決済となります。

第44条（ホルダーに支払われる金銭の計算方法）

1. カーシェアサービス

(1) ホルダーが、ゲストに対して取得する共同使用料（ゲストが第 20 条に基づきマイルを充当した場合は、充当後の金額をいいます。）は、弊社のサーバ上のデータをもとに算出され、算定計算対象となる月の末日（以下「締め日」といいます。）に確定するものとし、これを月間共同使用料といいます。

(2) カーシェアゲストキャンセル料およびカーシェアゲスト違約金その他の費用はそれらが発生した利用予定日の属する月の月間共同使用料に含まれます。

(3) 弊社または弊社が指定する者が、第42条第1項の代理受領権に基づいてゲストから受領した前二号の月間共同使用料から、カーシェアホルダーキャンセル料、カーシェアサービス利用料を控除した金額をホルダー共同使用料額（消費税込）といいます。ただし、ホルダーへのサービス内容を変更する場合やキャンペーンの場合などに、弊社の判断またはホルダーとの同意に基づいて増額または減額する場合があります。

(4) ホルダーが、そのキャンピングカーについて、第 20 条第 3 項第 1 号アに定めるマイルの充当の受入れを弊社所定の方法により登録した場合、ホルダーは、当該キャンピングカーの共同使用料にゲストがマイルを充当したときは、充当後の金額を基準として前各号の計算が行われることを予め承諾するものとします。ホルダーは、弊社所定の方法により、キャンピングカーごとに、将来に向かって当該登録を取り消すことができます。

2. オプションサービス

(1) ホルダーが、ゲストに対して取得するオプション料は、弊社のサーバ上のデータをもとに算出され、算定計算対象となる月の末日（以下「締め日」といいます。）に確定するものとし、これを月間オプション料といいます。

(2) オプションキャンセル料およびその他の費用はそれらが発生した利用予定日の属する月の月間オプション料に含まれます。

(3) 弊社または弊社が指定する者が、第 42 条第 1 項の代理受領権に基づいてゲストから受領した前二号の月間オプション料から、オプションキャンセル料、オプションサービス利用料を控除した金額をホルダーオプション料額（消費税込）といいます。

(4) ホルダーが、そのキャンピングカーについて、第20条第3項第1号アに定めるマイルの充当の受入れを弊社所定の方法により登録した場合、ホルダーは、当該キャンピングカーに係るオプション料にゲストがマイルを充当したときは、充当後の金額を基準として前各号の計算が行われることを予め承諾するものとします。ホルダーは、弊社所定の方法により、キャンピングカーごとに、将来に向かって当該登録を取り消すことができます。

第45条（ホルダーへの支払方法）

1. 弊社は、以下の各号のとおり、ホルダーに対し、前条に定めたホルダー共同使用料額およびホルダーオプション料額（以下、併せて「ホルダー純合計額」といいます。）を支払います。

(1) 各月の締め日に、ホルダー純合計額が 100,000円以上の場合、弊社は、締め日の翌々月末（月末が休日の場合はその前営業日）に、ホルダーが予め弊社に対して指定したホルダーの銀行口座に、ホルダー純合計額を振り込むものとします。なお、振込手数料は弊社の負担とします。

- (2) 前号にかかわらず、各月の締め日に、ホルダー純合計額が 100,000 円未満の場合、次月以降のホルダー純合計額と合算することとし、累計のホルダー純合計額が 100,000 円以上になった日を含む月の末日を前号の「締め日」とします。
- (3) 累計のホルダー純合計額が 100,000 円未満の場合であっても、ホルダーがホルダー純合計額（消費税込）の振込を希望されるときは、ホルダーは、振込手数料がホルダーの負担となることを承知した上で、弊社と協議するものとします。そして、弊社がこれに同意した場合、弊社は、締め日の翌々月末（月末が休日の場合はその前営業日）に、ホルダーが予め弊社に対して指定したホルダーの銀行口座に、ホルダー純合計額（消費税込）から振込手数料を控除した残額を振込むものとします。
- (4) 前号の場合であっても、弊社は、累計のホルダー純合計額が振込手数料を下回る場合は振込を行いません。
2. 以下の各号に定める事由に該当する場合は、弊社はホルダー純合計額を支払わず、または、ホルダーは弊社へホルダー純合計額を返金するものとします。
- (1) ホルダーとゲストの契約または個別の合意が、解除され、取り消され、もしくは無効となった場合
- (2) ホルダーが決済の対象となるキャンピングカーの共同使用契約または個別のキャンピングカーの使用についての取引記録等の資料を保管していなかったとき、またはこれらの書類の提出に応じなかった場合
- (3) ホルダーとゲストとの間でトラブルが生じた場合
- (4) 弊社においてキャンピングカーの共同使用契約または個別のキャンピングカーの使用に関する合意の実態がないものまたは合意が不正なものと判断した場合
- (5) 会員が本規約に違反した場合
- (6) その他弊社が不適当と判断した場合
3. ホルダーが個人の場合、その収入額に応じて確定申告が必要となる場合があり、また、キャンピングカーにかかる自動車税その他の税金についても、現状から変更される可能性があります。これらの対応については、ホルダーが自らの責任で行うものとし、弊社は関与しないものとします。ホルダーは、税理士または最寄りの税務署等に確認するなどして、自ら申告・納税手続等を行うものとします。
4. ホルダーは、本規約に定める内容に従わずに、直接ゲストまたは運転者から一切の金銭を受領しないものとし、ゲストおよび運転者は、直接ホルダーに対し、一切の金銭を支払わないものとします。ゲストが、ホルダーに対して直接に支払った場合であっても、ゲストは弊社に対する支払義務を免れないものとし、ホルダーに対する返還請求を自らの責任において行うものとします。

第46条(レンタルキャンピングカー利用料等の支払い)

1. 会員は、レンタル契約に基づくレンタルキャンピングカー利用料を、弊社が定める方法により、弊社に対して支払うものとします。
2. 会員がレンタルキャンピングカーの利用予約またはレンタル契約の取消しまたは変更を行った場合、貸渡約款等に基づくおよびレンタルキャンピングカーキャンセル料等の支払義務が発生することがあります。また、会員が、レンタル事業者が定める貸渡約款等に違反した場合には、当該貸渡約款等に定める違約金その他料金の支払義務が発生する場合があります。これらの場合、会員は、前項に定めるところにより、当該料金を弊社に対して支払うものとします。

第8章 一般条項等

第47条(個人情報)

弊社は、弊社が別途定めるプライバシー・ポリシーに従い、個人情報を適切に管理します。

第48条（入力データについて）

1. 弊社は、会員が本サービスに送信した入力データが以下の各号に該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、当該入力データの全部または一部を公開一時停止、公開中止、削除、修正等を行うことができるものとします。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 誤り、虚偽、または第三者に誤解を与える内容のもの
- (3) 利用・体験料の価格が市場価格と乖離しているもの
- (4) 過度に暴力的または残虐な表現を含むもの
- (5) コンピューター・ウィルスその他の有害なプログラムを含むもの
- (6) 弊社、本サービスの他の会員等またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含むもの
- (7) 弊社、本サービスの他の会員等またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利その他の権利または利益を侵害するもの
- (8) 本サービスと競合するサービスを広告、宣伝するもの
- (9) キャバクラ、ガールズバー等の風俗営業に関するもの
- (10) チェーンメール、無限連鎖講等の違法な行為を広告、宣伝するもの
- (11) わいせつな表現を含むもの
- (12) 異性、同性を問わず、面識のない第三者との出会いを目的とするものまたはわいせつな行為等を目的とするもの
- (13) 差別を助長する表現を含むもの
- (14) 自殺、自傷行為を助長する表現を含むもの
- (15) 薬物の不適切な利用を助長する表現を含むもの
- (16) 宗教的行為、宗教団体、政治的活動、政治団体を広告、宣伝するもの
- (17) 反社会的な表現を含むもの
- (18) ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求めるもの
- (19) 他人に不快感を与える表現を含むもの
- (20) その他弊社が不適切と判断したもの

2. 会員による入力データの滅失、漏洩、または本サイトおよび本サービスで予定されている目的以外への使用があり、その結果損害が発生した場合であっても、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社は一切の責任を負いません。

3. 第三者の悪質な行為により入力データに損害等が発生した場合であっても、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社はその復元・損害賠償等の責任を負いません。

4. 弊社は、本サービスを提供するため、本サービスの利用促進のためおよび弊社設備の復旧にあてるためにデータの複写保管を行う場合があります。

第49条（情報提供）

1. 弊社は、弊社において必要と判断したときは、会員に対し、本サービスの利用に関する一切の事項（共同使用者間における共同使用契約の内容、キャンピングカーの管理に関する事項、キャンピングカーの共同使用状況等の一切を含むものとします。）についての情報の提供およびこれらに関する資料（共同使用料の設定の根拠となる書類を含みます。）の提出を求めることができるものとします。

2. 弊社が会員に対して前項の求めを行なったときは、会員は、弊社が別途定める期間内に、弊社に対し、弊社が指定する方法により、弊社が求める情報の提供および資料の提出をするものとします。この場合、情報の提供および資料の提出にかかる費用は会員が負担するものとします。

第50条（譲渡・質入の禁止）

会員は、本サイトおよび本サービスの提供を受ける権利等の本規約上の権利および地位を、弊社の承諾なく、第三者に譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。

第51条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社および会員は、それぞれ相手方に対し、自らまたはその代表者、責任者、もしくは実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 弊社および会員は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な手法による要求をすること。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いること。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社および会員等の信用を毀損し、または弊社もしくは会員等の業務を妨害すること。
 - (5) 反社会的勢力等である第三者をして前各号の行為をおこなわせること。
 - (6) 反社会的勢力等に対して名目の如何を問わず資金提供を行うこと。
 - (7) 第三者が反社会的勢力等と知りながら、当該第三者と取引を行うこと。
 - (8) 代表者等が犯罪行為に関連する行為もしくは公序良俗に違反するような行為、あるいは幫助すること。
 - (9) その他前各号に準ずる者。
3. 弊社および会員は、自らが第1項に該当し、もしくは前項各号に該当する行為を行い、またはその恐れがあることが判明した場合には、直ぐに相手方にその旨を通知しなければならないものとします。
4. 弊社および会員は、互いに、相手方による反社会的勢力等との関係の有無に関する調査に協力し相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じるものとします。
5. 弊社および会員は、相手方が本条第2項各号に違反した場合には、何らの催告なしに直ちに、弊社と会員間で締結した一切の契約を解除することができます。
6. 弊社および会員は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を一切負いません。

第52条（本サイトおよび本サービスの知的財産権）

1. 本サービスを提供するために弊社が作成するシステム・ソフトウェアの全部または一部については、弊社が独占的に知的財産権を有し、日本国内外の著作権法および著作権の権利・これに隣接する権利に関する諸条約ならびにその他の知的財産権に関する法令（以下「関連法令」といいます。）によって保護されています。そのため、会員等は、本規約で許諾されている範囲を超えてこのシステム・ソフトウェアを弊社に無断で複製、改変、頒布、貸与のほか可能なあらゆる形式で利用してはいけません。また、会員等は、弊社に無断で弊社が保有する商標（サービスマークを含みます。）を利用してはいけません。
2. 会員等は、入力データについて、自らが入力、登録その他の方法により当該入力データを送信または掲載することについての適法な権利を有していること、および入力データが第三者の知的財産権、所有権、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害していないことについて、弊社に対し表明し、保証するものとします。
3. 会員等は、入力データに関する著作権は、当該発信または掲載を行った会員等自身に留保されるものとし、弊社は当該入力データに関する著作権を取得することはありません。ただし、弊社は、本サービスの提供・維持・改善または新たなサービスの開発のために必要な範囲において、入力データを利用、複製、翻案、自動公衆送信およびそのために必要な送信可能化（弊社が許諾した第三者が行うことも含みます。）を、独占的に、無償、無期限かつ地域非限定で行うことができるものとします。

4. 会員等は、弊社および弊社から権利を承継しまたは許諾された者に対し、著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

第53条（禁止行為）

会員等は、以下の各号に定める行為を行うことはできません。

- (1) 本規約に違反する行為。
- (2) 道路交通法その他の法令(法律・命令のほか条例・規則等も含む)の定めに違反する行為、法令違反を助長する行為またはそれらのおそれのある行為。
- (3) 公序良俗、一般常識に反する行為、またはそれを助長する行為またはそれらのおそれのある行為。
- (4) 弊社、レンタル事業者、他の会員等を含む一切の第三者の財産、名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権等一切の権利を侵害する行為、または侵害するおそれがあると弊社が判断する行為。
- (5) 弊社、レンタル事業者、他の会員等または一切の第三者の秘密に属すべき情報を開示、または開示を要求する行為。
- (6) 弊社、レンタル事業者、他の会員等または一切の第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (7) 弊社、レンタル事業者、他の会員等または一切の第三者を他の Web サイトに誘導する行為。
- (8) 弊社、レンタル事業者、他の会員等またはゲストを含む一切の第三者に不正プログラムを送信する行為、もしくは他のコンピュータ・システムまたはネットワークへの不正アクセスを試みる行為。
- (9) 弊社に無断で、本サイトおよび本サービスを提供するために弊社が作成するシステム・ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングおよびこれに類する行為。
- (10) 本サイトまたは本サービスもしくは本サイトまたは本サービスに関連するネットワーク・システムを妨害する行為。
- (11) 本サイトおよび本サービスの全部または一部を使用・転用・転売・複製・送信・翻訳・翻案した弊社の許可していない本サイトの二次利用または複製行為。
- (12) 本サイトおよび本サービスの全部または一部を商業目的で利用する行為、無限連鎖講およびマルチ商法、それに類する行為またはそれらのおそれのある行為。
- (13) 会員が、会員ページにおける情報をもとに他の会員と直接間接を問わずにやり取りをし、本サイトまたは本サービスを利用せずに取引を行う行為。
- (14) ホルダーが、共同使用契約を締結したゲストによるキャンピングカーの使用を不当に拒絶する行為。
- (15) ホルダーが、ゲストに対し、本規約で定められた以上の契約料、契約更新料、カーシェアゲストキャンセル料および共同使用料の支払を要求する行為。
- (16) ホルダーが、運転者に対し、金銭その他の一切の財物または役務の提供を要求する行為。
- (17) ゲストが営利目的（第三者へキャンピングカー、レンタルキャンピングカーその他の車両を又貸しする行為を含みます。）その他弊社が不当と判断する目的で本サービスを利用する行為。
- (18) ゲストが、貸渡約款等その他レンタル事業者との間の契約に違反する行為。
- (19) キャンピングカーのなかで騒音を発生させる、ゴミを遺棄する、排水をする等のホルダーを含む一切の第三者に迷惑をかけ、または損害を発生させ、もしくは発生させるおそれのある行為。
- (20) 自然環境を破壊する行為。
- (21) キャンピングカーまたは積載物を分解、造作、改造または加工等の一切の現状変更を行う行為。
- (22) キャンピングカーまたは積載物を破損、汚損、故障、紛失する等の行為。
- (23) ゲストが、駐車場等掲載ページ上または駐車場等掲載ページにおける情報をもとにホストと直接間接を問わずにやり取りをし、本サイトまたは本サービスを利用せずに取引を行う行為。

- (24) ゲストがエンジンを付けたまま駐車する、騒音を発生させる、ゴミを遺棄する、飲酒を行う、利用車両の洗車を行う、許可を得ずに公共の電源・水道等を利用する、許可されていない場所でキャンプをする、排水をする、発電機を使用する等の駐車場等またはその近隣もしくはホスト、他のゲストを含む一切の第三者に迷惑をかけ、または損害を発生させ、もしくは発生させるおそれのある行為。
- (25) ゲストが予約していない駐車場等に駐車する行為。
- (26) 各オプションにおいて指定されている利用方法に反する利用行為。
- (27) 弊社およびホストの承諾を得ずに行う、駐車場等における駐車・宿泊以外の一切の行為（営業、宣伝、募金活動、署名活動等を含みますがこれに限りません。）。
- (28) 本サイトおよび本サービスの運営または利用に支障を与える行為。
- (29) その他、弊社が不適切と判断する行為。
- (30) わいせつ、児童虐待にあたる画像、文書などを送信や掲載、リンクする行為、その他一般の方が不快に感ずるイメージ画像、言葉、その他の表現を掲載する行為。
- (31) 選挙運動またはこれに類似する行為、もしくは公職選挙法に違反する行為。
- (32) 複数の会員等が閲覧可能な場所で金融機関口座番号を記載する行為。
- (33) 他の会員等になりすまして、本サービスを利用する行為。
- (34) その他、弊社が不適切と判断する行為。

第54条（保守等に伴う中断）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、弊社は会員等に対する事前の通知をすることなく、本サイトおよび本サービスの提供を一時的に中断することがあります。なお、事前に保守等の予定が判明している場合は、弊社は本サイト上で、これを告知します。当該中断に起因して会員等その他の第三者に損害が生じた場合であっても、本規約に定めるほか、弊社は弊社の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- (1) システムの保守、システム障害対応、その他技術上の理由により本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合。
- (2) 本サイトまたは本サービスの変更、機能拡張等を行う場合。
- (3) その他弊社が中断または停止を必要と判断した場合。

2. 前項の場合、弊社は、保守等の対応を弊社の指定する業者に再委託することができるものとします。この場合において、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った行為の結果については、当該再委託先が会員等の指定に基づくものである場合を除き、弊社が一切の責任を負うものとします。

第55条（本サイトおよび本サービスの変更または終了）

1. 弊社は、本サイトまたは本サービスの全部または一部をいつでも変更（バージョンアップを含みます。以下同様とします。）または終了できる権利を有します。当該変更または終了に起因して会員等その他の第三者に損害が生じた場合であっても、本規約に定めるほか、弊社は弊社の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2. 本サイトまたは本サービスの全部または一部を変更または終了する場合、弊社は、変更または終了する3ヶ月以上前に本サイト上に表示して会員等に対して告知し、表示した時点より効力を生じるものとします。ただし、弊社が予測し得ない事由または法令、天災等の止むを得ない事由で、変更または終了する場合において3ヶ月以上前の告知が不能な場合は、弊社は事後に速やかに会員等に対して告知を行います。

3. 本サイトまたは本サービスの全部または一部を変更または終了する場合も、弊社は、弊社の故意または重大な過失による場合を除き、変更または終了前に支払われた変更または終了日以降の利用料金を返還しません。

第56条（不可抗力による本サイトおよび本サービスの停止）

次の各号のいずれかに該当する場合、弊社は各会員等に対する通知をすることなく、本サイトおよび本サービスの停止その他必要とされる手段をとることができます。当該停止に起因して会員等その他の第三者に損害が生じた場合であっても、本規約に定めるほか、弊社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合。
- (2) 会員等のセキュリティを確保する必要性が生じた場合。
- (3) 第三者により提供されるサービスの全部または一部の提供が一時的に停止または中断された場合。
- (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合。
- (5) 天災、火災、停電等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合。
- (6) 戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議、伝染病等により本サービスの提供が困難な場合。
- (7) 法令またはこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合。
- (8) その他前各号に準じ弊社が必要と判断した場合。

第57条（退会）

1. 会員は、他の会員との間での契約関係が存続している場合、レンタル事業者との間でレンタルキャンピングカーの利用予約またはレンタル契約が存続している場合、ならびに未手続および未決済の取引が残っている場合を除き、いつでも弊社が指定する方法により本サービスから退会することができ、これにより、弊社と会員との契約関係は終了するものとします。
2. 退会にあたり、弊社に対して負っている債務がある場合、会員は、弊社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対してすべての債務の支払を行わなければなりません。
3. 会員は本サービス退会後も、弊社およびその他の第三者に対する利用契約に関する一切の義務および債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
4. 退会後の会員の提供した情報の取扱いについては、第 60 条の規定に従うものとします。
5. 退会后、再度本サービスの登録を希望する際は、再度登録手続を行う必要があります。会員は再度の登録手続後、退会前のデータが引き継がれないことがあることを予め承諾するものとします。

第58条（会員資格の取消等）

1. 会員等が、以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が判断した場合、弊社は当該会員等の会員資格の取り消しならびに本サービスの利用停止、本サイトへのアクセス拒否を事前の通知なく行うことができます。
 - (1) 法令（法律・命令のほか条例・規則等も含みます。）または本規約に違反した場合もしくは違反するおそれが高い場合。
 - (2) 不正行為を行った場合もしくは行うおそれが高い場合。
 - (3) 会員等が登録した情報が虚偽の情報である場合。
 - (4) 第 6 条の会員資格を欠く場合。
 - (5) 弊社、レンタル事業者、他会員等または第三者に対し、善意・悪意、過失・無過失に関わらず、トラブルを起こした場合。
 - (6) 弊社、レンタル事業者、他会員等または第三者に対し、善意・悪意、過失・無過失に関わらず、迷惑となる場合。
 - (7) その他本サイトの運営にとって支障がある場合。
 - (8) 本規約に基づく債務が履行されない場合。
 - (9) 所在不明もしくは連絡不能の場合。
 - (10) 差押、滞納処分を受けた場合、もしくは破産の申立、保佐開始の審判、後見開始の審判を受けた場合。
 - (11) 破産、民事再生手続、会社更生手続、会社整理、特別清算の申立を行った場合。

(12) 手形交換所の取引停止処分、もしくは差押、滞納処分を受けた場合。

2. 前項に基づき会員資格が取消となった場合、弊社と会員との契約関係は終了するものとし、これにより会員に損害が生じて、弊社は一切の賠償をいたしません。

第59条（契約終了時精算）

1. 契約が終了した場合、弊社は、会員から既に受領した金銭を一切返却しません。

2. 契約終了時点で弊社の会員に対する残債権がある場合、会員は期限の利益を喪失し、速やかに弊社の請求に従って支払わなくてはなりません。この場合、残債権額の算出基準は本規約に従うこととし、本規約に定めない場合は弊社の請求に従って支払うこととします。

3. 契約が終了した時点で、以下の各号に該当する場合を除き、弊社は、ホルダーに対するホルダー純合計額の支払義務を免れるものとします。

(1) 契約が終了した時点におけるホルダー純合計額が 100,000 円以上の場合

(2) 契約が終了した時点におけるホルダー純合計額が 100,000 円未満の場合で、ホルダーが弊社に対して契約終了時点までに第 45 条第 1 項第 3 号に定める振込の希望に関する通知を行ったとき

(3) 第57条第1項に基づく退会に際し、ホルダーが弊社に対してホルダー純合計額の振込みを希望する旨の通知を行ったとき

4. 前項各号に該当する場合であっても、弊社がホルダーに対してホルダー純合計額の振込先を指定するよう通知（以下「振込先指定通知」といいます。）をしてから 1 か月後までにホルダーから振込先の指定がなされないときは、弊社はホルダーに対するホルダー純合計額の支払義務を免れるものとします。弊社がホルダーに対して第7条第1項または第3項に基づく会員情報に記載の連絡先に振込先指定通知をした場合において、振込先指定通知がホルダーに到達しなかった場合も同様とします。

5. 第 3 項各号に該当する場合における弊社のホルダーに対するホルダー純合計額の振込手数料については、ホルダー純合計額が 100,000 円以上の場合には第45条第1項第1号を、ホルダー純合計額が 100,000 円未満の場合には第45条第1項第3号および第4号を準用します。

第60条（契約終了時のデータについて）

弊社と会員との間の本サービスの利用契約が終了する場合、弊社は、会員に関連する情報内容およびコンテンツの全部または一部を消去できるものとします。弊社はデータの提供については応じないものとします。

第61条（免責）

1. 弊社は、本サイトおよび本サービスが会員等の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、本サイトおよび本サービスが弊社の本サイトまたは本サービスの提供環境もしくは会員等の利用環境によらず会員等の期待する機能またはパフォーマンスを有すること、会員等による本サイトまたは本サービスの利用が会員等に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて保証するものではありません。

2. 弊社は会員等が本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して、本規約に定められた事項以外は保証いたしません。

3. 弊社は本サービスの遅滞、停止、変更、中止、終了、または登録、提供される情報・データの喪失、流出に関連して発生した会員等の損害について、本規約に定められた事項以外責任は負いません。

4. 弊社は、本サイトおよび本サービスに関連するコンテンツの中に、有害なものが含まれていないことを保証できません。また、仮に、本サイトおよび本サービスに問題が発生した場合も、弊社が修復、ウイルスその他有害要素の除去などを行うことを保証するものではありません。弊社は、有害なものが含まれていた場合、問題が発生した場合、修復、ウイルスその他有害要素によって生じる直接的または間接的な損害、損失等につきまして、一切の責任を負いません。

5. 弊社は、本サイトまたは本サービスがすべての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サイトまたは本サービスの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本サイトまたは本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、会員等は予め了承するものとします。弊社は、かかる不具合が生じた場合に弊社が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。

6. 会員等は、任意の機器や通信サービスを自身の費用・責任において準備・購入・譲渡・契約等をした上で、本サイトの閲覧および本サービスの利用をおこなってください。弊社は、会員等の利用環境に対して一切の関与をせず、利用環境等を理由に生じる一切の損害等について、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、直接的・間接的に関わらず、一切の責任を負いません。

7. 本サイトは、弊社以外の第三者が管理運営するサイトにリンクしている場合がありますが、このようなリンクは、あくまでも会員等に対する情報提供の一環として行うものであり、リンク先サイトのコンテンツについて、弊社が責任を負うものではありません。会員等がリンク先サイトを利用する場合には、当該サイトの利用上のルールを遵守するものとします。

8. 弊社は、弊社が会員等に対して何らかのアドバイス、サポート等をした場合においても、そのアドバイス、サポート等に従ったことによるいかなる保証もしないものとします。

9. ゲストが、本サービスの利用に伴い、他の会員およびその他の一切の第三者によって損害を受けた場合、本規約に定めるもののほか、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社は一切の責任を負わないものとします。

10. 前各項の定めにかかわらず、共同使用契約に基づきホルダーの保有する自動車を使用させた結果、事故以外の理由により当該自動車に損害が発生した場合において、弊社が別途損害保険会社と締結した損害保険契約により保険金の給付を受けることができるときは、弊社が別途定める条件をすべて満たす場合に限り、当該給付される保険金相当額をホルダーに対して支払うものとします。

第62条（損害賠償）

1. 弊社の故意または重大な過失による場合を除き、本規約に基づく本サイトおよび本サービスに起因して会員等において直接的または間接的に発生する一切の損害（キャンピングカー、レンタルキャンピングカー、オプションに関する物、積載物、ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合等を含むものとします。また、通常損害、特別損害、拡大損害、結果損害は問わないものとし、会員等の逸失利益、およびレンタル事業者を含む第三者からの損害賠償請求に基づく会員等の損害を含むものとします。）について一切責任を負いません。本規約のもとで、理由の如何を問わず弊社が会員等に対して負担する責任の総額は、本規約で会員等が最初の損害が発生した年度に実際に支払いもしくは支払われた本サービスに基づく金銭または最初の損害が発生した時以前の半年間において実際に支払いもしくは支払われた本サービスに基づく金銭のうちいずれか低い金額を上限とします。

2. 前項にかかわらず、第19条第1項に基づき保険金が給付される場合、弊社は、当該保険金が給付される原因となった事由から生じた損害について、給付される保険金の限度で責任を負うものとします。

3. 会員等が本規約に違反することにより弊社が直接および間接に損害を被った場合、会員等は、契約が終了したか否かにかかわらず、損害賠償を行う義務があります。

第63条（遅延損害金）

会員等が、弊社の指定する期日までに弊社に対する債務の支払をしなかった場合は、未払い額に遅延損害金を付して支払うものとします。この場合の遅延損害金は、支払期日の翌日を起算日とし、年14.6%の日割計算で算出することとします。

第64条（会員等間紛争）

ホルダーおよびゲストは、本サービスを利用する上で他の会員を含む一切の第三者から被った損害については、自らの責任と負担でこれを解決するものとします。

第65条（本サイトおよび本サービスの譲渡）

弊社は、本サイトおよび本サービスの事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、本サイトおよび本サービスの運営者たる地位、本規約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員等の登録情報およびその他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員等は、会員等たる地位、本規約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員等の登録情報その他情報の譲渡につき予め同意するものとします。

第66条（存続条項）

第7条第4項、第9条、第11条第4項、第14条第3項乃至第5項、第15条、第17条第2項乃至第4項、第18条、第19条、第20条第3項第3号および第4号、第20条第4項第3号、第20条第5項、第24条、第27条第3項、第31条第4項、第32条第6項、第33条、第34条第2項および第3項、第36条第5項、第40条第3項、第41条第2項、第42条乃至第50条、第51条第2項および第6項、第52条、第54条乃至第56条、第57条第2項乃至第5項、第58条第2項、第59条乃至第68条ならびにその他規定の性質上当然に存続すべき規定は、利用契約終了後も効力を存続するものとします。

第7条第4項、第9条、第11条第4項、第14条第3項乃至第5項、第15条、第17条第2項乃至第4項、第18条、第19条、第20条第2項4号、第24条、第27条第3項、第31条第4項、第32条第6項、第33条、第34条第2項および第3項、第36条第5項、第40条第3項、第41条第2項、第42条乃至第50条、第51条第2項および第6項、第52条、第54条乃至第56条、第57条第2項乃至第5項、第58条第2項、第59条乃至第68条ならびにその他規定の性質上当然に存続すべき規定は、利用契約終了後も効力を存続するものとします。

第67条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該無効または執行不能と判断された条項または部分（以下「無効等部分」といいます。）以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。弊社および会員は、無効等部分を、適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、無効等部分の趣旨および法律的・経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。
2. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある会員との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の会員等との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第68条（準拠法・管轄裁判所）

本規約ならびに会員等と弊社との関係については、日本法を準拠法とし、本サイトおよび本サービス利用に関連して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本規約の変更は、2026年11月4日午前10時（以下「施行日時」といいます。）から効力を生じます。
2. マイルは、施行日時以後に付与します。施行日時より前に行われた予約その他の取引を基準として付与するマイル（サービス開始記念マイルを含みます。）についても、施行日時以後に付与します。